

## 特集：障害者施策をめぐる課題

障害者福祉と刑事司法の連携  
——障害のある犯罪行為者への地域生活支援の国際比較——

水藤 昌彦\*

## 抄 録

日本の刑事司法制度には拘禁を回避する処分があるにもかかわらず、高齢や障害のある犯罪行為者は累犯化するためにその適用を受けることができず、多くの者が受刑している。これらの人びとには、多様で複雑化した支援ニーズがあることから、障害者福祉をはじめとする福祉による支援が求められている。2000年代後半より福祉との連携による矯正施設からの釈放時支援が開始され、次いで被疑者・被告人段階の支援・対応が活発化してきている。連携の制度化、障害者福祉における支援の理論的基盤については、海外で先行する取組みから学ぶことができる点が多くある。一方、障害がある犯罪行為者への特化型サービスについては、障害者福祉施設の拘禁機能について警戒すべき諸点を学び取る必要もあるだろう。近時の連携には社会防衛のための再犯防止を追求する刑事政策上の要求が併存していることを念頭に置きつつ、福祉の司法化を警戒する姿勢が福祉関係者には求められている。

キーワード：刑事司法，障害者福祉，障害のある犯罪行為者，連携

社会保障研究 2018, vol.2, no.4, pp.525-539.

## はじめに

障害と犯罪の関係について、歴史的には精神障害者による犯罪行為が主な関心事とされてきた。具体的には刑法39条の規定する心神喪失あるいは心神耗弱、つまり、犯罪とされる行為をした者に精神障害があつて責任を負うことができない、あるいは責任を負う能力が著しく減退している場合にどのように対応するかという刑事責任の問題で

あつた。こうした状況に変化がみられるようになったのは2000年代半ばからである。この頃から高齢や障害がある犯罪行為者<sup>1)</sup>への対応が注目を集めるようになってきている。これに伴って、刑事司法と福祉の連携をめぐる議論もさかんになされている<sup>2)</sup>。

本稿の目的は、障害者福祉と刑事司法の連携についての現状を概観し、犯罪をした障害者への地域生活支援を国際比較の視点から検討することである。本稿では、まず、障害者による犯罪につい

\* 山口県立大学社会福祉学部 教授

<sup>1)</sup>「触法障害者」という語がよく用いられるが、本稿では「障害のある犯罪行為者」という表現を使用する。触法少年や触法精神障害者というように、「触法」には「刑事責任を負うことができない者が刑罰法令に触れる行為をした」という意味がある。しかし、触法障害者といわれる人は、刑事責任を問われて被疑者・被告人、受刑者となっているからである。

ての基本的事項を確認し、次に犯罪をした障害者に対する日本国内における支援の現状について述べる。そして、日本における障害者福祉と刑事司法の連携の課題点を示したうえで、海外における支援との比較を通じて、連携の今後の方向性についての若干の考察を試みたい。

なお、障害のなかには高齢者の認知症を含むものとして文中で可能な限り言及するが、紙幅の関係から、主に知的障害者を対象とした地域生活支援について論ずる。

## I 障害者と犯罪行為

### 1 刑事司法手続の概要

はじめに、本稿の主題を理解するために不可欠である刑事司法手続の流れと特徴を簡単に確認しておきたい<sup>3)</sup>。

犯罪にあたる行為の発生を捜査機関が認知することによって、手続は開始される。ほとんどの場合、事件の認知は警察によってなされる。認知された事件について警察が嫌疑を認めると、事件に関する情報や資料を収集する捜査活動が行われる。その結果、被疑者が検挙・確保されて、証拠が保全されると、その事件は検察庁に送られる。検察庁において更に捜査を遂げた結果、裁判所による審理を求めることが適当だと検察官が判断すると、公訴が提起される。これが起訴であり、この時点をもって被疑者は被告人となる。裁判の結果、被告人を有罪であると裁判所が認め、実刑、つまりすぐに禁錮刑や懲役刑を執行するとの判決

が確定すれば、被告人は刑務所に収容され、受刑者となる。受刑者が釈放されるには、仮釈放と満期釈放の二種類がある。前者は刑の執行の途中で仮に釈放を許されるものであり、刑期の残りの期間が終了するまでは社会内で生活しながら保護観察所による保護観察を受けることになる。後者は刑期が満了するまで刑務所で過ごすものであり、釈放された時点ですべての手続が終了する。

以上が刑事手続の大まかな流れであるが、犯罪をしたすべての者が捜査、裁判、刑務所への収容、保護観察へと至るわけではない。各段階で、それ以上先には進まない処分が存在しており、これが日本の制度の特徴である。例えば、警察における微罪処分があり、検察による起訴猶予処分がある。これらの処分を受けた場合には、被疑者は裁判を受けることはない。また、起訴され、有罪となった場合にも、罰金刑が科されたり、禁錮刑や懲役刑の執行が猶予されたりすれば、刑務所には収容されない<sup>4)</sup>。実刑となって刑務所に収容されるのは、警察によって検挙された者のうちのごく一部である。

### 2 障害のある犯罪行為者の数的現状と特徴

被疑者・被告人のなかにもどのくらいの数の障害者がいるのかは明らかではない。なぜなら、すべての被疑者・被告人について障害の有無が確認されている訳ではないからである。責任能力の有無や減退の程度を明らかにする必要があるれば、精神鑑定が実施される。その過程で障害の存在が明らかになることはあり得るが、責任能力をめぐる争

<sup>2)</sup> 日本犯罪社会学会では、2013年に更生保護領域を中心とした刑事司法と福祉の連携、2016年に刑事司法と対人援助をテーマとして大会シンポジウムを開催している。日本司法福祉学会でも、2013年に開催された第14回全国大会のテーマを「ダイバージョン（非刑罰の手続）と福祉を考える」としているほか、刑事司法と福祉の連携を題材とした多数の分科会が実施されている。また、複数の雑誌においても刑事司法と福祉の連携が特集されている。例えば、「触法障害者への支援～司法と福祉の連携を考える～」(2011)『ノーマライゼーション 障害者の福祉』Vol.31, No.4, 「刑事施設等出所者の地域生活定着支援」(2012)『ホームレスと社会』Vol.6, 「矯正施設退所者への支援」(2013)『月刊福祉』Vol.96, No.7, 「司法と福祉の連携」(2016)『季刊刑事弁護』Vol.85, 「刑事手続と更生支援」(2017)『法律時報』Vol.89, No.4などがある。

<sup>3)</sup> ここでは成人を主な対象とした刑事手続を取り扱う。少年に対しては、これとは異なる少年司法手続が存在する。

<sup>4)</sup> 実際、拘禁を回避するこれらの処分は多用されている。2016年に検察庁において終局処理された者のうちで起訴された者の割合は33.4%であった。また、同年に裁判が確定した者のうちの82.1%が罰金刑を科されており、有期懲役刑を受けた者のうちで全部の執行を猶予された者の割合は59.5%であった〔法務総合研究所(2017a)〕。

いなければ精神鑑定は行われない。

ただし、知的障害に限っては、刑務所に収容された者についての数的状況が一定程度まで明らかになっている。しかし、その割合については根拠とするデータの違いによって意見に相違があり、20%程度から2.4%とするものまで幅が広い。受刑者の20%程度に知的障害があるという主張は、刑務所内で実施されているCAPAS<sup>5)</sup>能力検査の参考値として、新田中B式知能検査との相関から導かれる「能力検査値」（旧称は、IQ相当値）を論拠としている。懲役刑を受けて刑務所に収容されると、作業を行うことが義務づけられる。その作業指定に用いることを主な目的として、新たに入所した受刑者すべてを対象として実施されているのがCAPAS能力検査である。この能力検査値69以下の者が新受刑者全体に占める割合は、近年では一貫して約20%前後で推移している<sup>6)</sup>。一方、2.4%という主張の論拠となっているのは、全国の刑務所、少年刑務所、刑務支所を対象として法務総合研究所が実施した調査である。2012年12月の時点で、調査対象施設における受刑者総数56,039名のうち、知的障害がある、あるいはその疑いがあるとされた受刑者は1,274名、全体の2.4%であった<sup>7)</sup>〔法務総合研究所（2013）、p.7〕。

このように、依拠するデータによって大きな違いが存在するとはいえ、知的障害のある受刑者については、その実態の一端が明らかにされている。しかし、発達障害については受刑者を対象とした調査さえも行われておらず、刑事手続の対象となる者のなかにどの程度の数の発達障害者がい

るのかはまったくの不明である。

高齢者と障害の関係としては、認知症の問題がある。高齢者については、障害のように診断を必要とせず、年齢によって判断できることから、刑事司法の対象となっている者の数的状況は明確である。近年になって、高齢の犯罪行為者が増加していることが注目されるようになった<sup>8)</sup>。本稿執筆時点での最新版となる2017（平成29）年版犯罪白書によれば、刑法犯として検挙された高齢者の数は2008年まで著しく増加し、その後は横ばいで推移しているが高止まりの状況にある。2016年にはほかの年齢層と比較して最も多い46,977人が検挙されており、これは20年前の3.7倍であった。また、同年の高齢受刑者数は2,498人、入所受刑者全体に占める割合は12.2%であり、こちらも最近20年間で大幅に増加していて、総数で約4.2倍、女性では約9.1倍となっている〔法務総合研究所（2017a）〕。認知症のある受刑者については、法務省矯正局が実施した概数調査によれば、2014年末の時点で65歳以上の高齢受刑者のうち認知症傾向のある者が1,100名いると推計されている〔法務総合研究所（2017b）、p.2〕。

罪種としては、知的障害のある受刑者では窃盗が最も多く、過半数を越えており、次いで詐欺、覚せい剤取締法違反が続く〔法務総合研究所（2013）、p.29〕。高齢者では窃盗が圧倒的に多く、高齢女性では検挙者も受刑者も約9割が窃盗となっている〔法務総合研究所（2017a）〕。障害者、高齢者ともに、犯罪行為を繰り返す、累犯の状況に至っている者が多数に上っており、比較的軽微

<sup>5)</sup> Correctional Association Psychological Assessment Seriesの略。「キャパス」という。

<sup>6)</sup> 2016年矯正統計年報掲載の表番号16-00-36「新受刑者の罪名別能力検査値」の2012年から2016年の各年数値による。例えば、2016年の新受刑者総数20,467名のうち能力検査値が69以下であった者は4,246名、割合にして21%であった。ただし、CAPAS能力検査から求められる能力検査値は、療育手帳の判定に用いられている個別化された心理検査とは同一視できるものではなく、これを論拠として受刑者に占める知的障害者の割合とすることには異論もある〔椿（2008）〕。

<sup>7)</sup> この結果についても、知的障害者やその疑いがある者が50名以上在所していると回答した施設が5庁あった一方、0名と回答した施設が6庁ある〔法務総合研究所（2013）、p.7〕。収容者特性や収容人員の規模が施設によって違うことを考慮しても、果たして対象者の実態を正確に反映したものであるかどうか疑問の余地があるだろう。

<sup>8)</sup> 犯罪白書は、1991（平成3）年以来17年ぶりに、2008（平成20）年版で「高齢犯罪者の実態と処遇」と題する特集を掲載した。また、2009（平成21）年版からは、毎年、外国人や暴力団構成員とならんで、高齢の犯罪行為者を独立したカテゴリーとして取り扱っており、その動向や検察による処分、矯正・保護による処遇の状況を詳しく紹介している。

な犯罪行為が累犯化し、受刑を繰り返している者が多いといえる。特に高齢者にはこの傾向が顕著であり、2016年には高齢受刑者の7割以上が刑務所への再入者であった。

受刑者のなかに高齢者や障害者が増えている原因のひとつとして、拘禁を回避することが難しいことが指摘されている。前述の拘禁を回避する処分が適用されるためには、被害の弁済、適切な謝罪、身元引受人の存在という3つの条件を満たすことが必要であるが、高齢や障害があつて犯罪をする者のなかに、それが難しい者が多いといわれる〔浜井(2009)〕。また、刑法の規定により、累犯化するとより実刑を受けやすくなる、あるいは状況によっては執行猶予を付すことができないために軽微な窃盗などの事案でも実刑とならざるを得なくなる点も影響している<sup>9)</sup>。

### 3 障害のある犯罪行為者の生活経験

障害と犯罪の関係については、時代とともにその捉え方が変化してきている。19世紀後半から20世紀初頭にかけては、知的障害が犯罪の直接的原因であるとされ、断種手術や大型入所施設への収容が行われた。第二次世界大戦後になると、知能と犯罪行為の関連に否定的な見解が増え、これをテーマとした研究も少なくなった。その後、1980年代から知能と犯罪行為に関する研究が復活してきた〔瀬川(1998)〕。これらの研究の結果、知的障害と犯罪行為のあいだには一定の関連性があるが、直接的な原因ではないという見解が主流となり、現在に至っている。むしろ、障害の存在と彼らが経験している心理社会的に不利な状況を考えれば、犯罪率は驚くほど低く〔Holland, Clare, and Mukhopadhyay (2002), p.6〕、知的障害者はそうでない人よりも犯罪をしやすいのか、あるいは知的障害者による犯罪の性質や頻度がそのほかの人びとと異なるのかは明らかではないとされている〔Taylor and Lindsay (2010), p.6〕。

知的障害のある犯罪行為者については、欧米を中心に多くの研究がなされている。そこで見出さ

れているのは、これらの人びとに多様で複雑化した対人援助ニーズがあるという事実である。

比較的規模が大きい先行研究として、2002年にイギリスの3つの保健圏域において実施された477名のクライアント調査がある〔O'Brien et al. (2010)〕。反社会的行為、あるいは犯罪行為をしたという理由で社会内・施設内の知的障害者支援サービスに紹介された18歳以上を対象として行われたこの調査では、クライアントの74%が男性であり、そのうちの68%に軽度あるいはボーダーラインの知的障害があり、31%が何らかの法的義務を伴うケアプランの対象となっていた。サービス利用のきっかけとなった犯行時には、63%が地域で生活をしており、ホームレスの状態にあった者は稀だが、他者と親密な関係にあった者は11%であった。33%は児童期に精神疾患(注意欠陥・多動性障害、自閉症スペクトラム障害を含む)があると診断されており、46%は成人期に少なくとも1つの精神疾患があると診断されている。42%は定期的な治療が必要な疾患に罹患しており、19%はてんかんへの積極的治療中であった。35%が児童期にネグレクトや虐待を経験しており、そのうちの12%は事故以外での怪我、11%は児童期の性的虐待被害、5%はネグレクト被害、24%が深刻な剥奪を経験している。また、11%は16歳以上になってから虐待を経験していた。

このほかにも、より規模の小さい調査ではあるが、知的障害のある受刑者には精神疾患治療歴のある者が多く、教育歴が短く、就労経験者が少ないこと〔Department of Justice (2007)〕、保安病院に入院している知的障害のある犯罪行為者には精神疾患の診断歴がある者が多く、健康状態、グリーフ、虐待、愛着・対人関係、親の精神疾患やアルコール依存症といった逆境的な生活経験を多数経験していること〔Gore and Dawson (2009)〕が示されている。

このように、知的障害のある犯罪行為者の生活経験に目を向けると、精神疾患、ネグレクトや虐待による被害、教育や就労の機会の限定、対人関

<sup>9)</sup> 刑の執行を猶予できる場合については、刑法25条刑の全部の執行猶予、同27条の2刑の一部の執行猶予を参照。再犯規定については、同56条再犯、同57条再犯加重を参照。

係、社会的孤立の問題があることが分かる。筆者の知る限り、日本では知的障害のある犯罪行為者の逆境的な生活経験についての大規模な調査は行われていない。しかし、2012年1月1日から同年9月30日までに処遇施設に入所した、知的障害を有する、あるいはその疑いのある受刑者548名を対象とした調査によれば、それ以外の受刑者と比較して、入所前の居所が住所不定、未婚である者の構成比が高く、教育歴は短く、約4分の3が受刑前には無職であり、知的障害以外の疾病・障害のある者が半数を超えている〔法務総合研究所(2013), pp.27-42〕。また、支援者からは、欧米の研究で見出されているのと類似した、多様で複雑化した対人援助ニーズの存在を指摘する報告がなされている<sup>10)</sup>。

上記の知的障害者が経験する多様で複雑化した対人援助ニーズ、換言すれば、社会経済・心理的に不利な状況が複合的に影響することにより、知的障害者が犯罪行為へ至るプレッシャーを高めているのではないかと考えられる<sup>11)</sup>。さまざまな理由で生活上の困難を経験している人が、それらに対して自分なりに対処しようとするが、障害に加えて、これらの社会経済・心理的に不利な状況が作用し、結果的に刑事司法との接触を誘発するメカニズムがあるのではないだろうか。そのように考えると、犯罪行為者に対して障害者福祉による生活支援が必要される理由の一端が説明可能であろう。

## II 障害のある犯罪行為者に対する支援の現状

### 1 現行の支援体制成立までの経緯

障害者福祉と刑事司法の関係は時代とともに変

化してきている。ここで、現行の支援体制が成立するまでの経緯を簡単に確認しておきたい。

戦後の社会福祉法制の整備によって、犯罪行為者への対応は社会福祉領域の実践からは分離され、更生保護に独自の活動となった。1951年に施行された社会福祉事業法では、更生保護事業は社会福祉事業ではないとされたのである<sup>12)</sup>。1960年代には司法福祉の概念が登場するが、これは主に少年司法、特に家庭裁判所による福祉的機能の問題に焦点を合わせたものであって<sup>13)</sup>、少年司法に関係しない者にとっては犯罪行為者への対応は福祉課題ではなく、司法機関の問題であると認識されていた。また、更生保護においては、民間の篤志家として保護司や協力雇用主が存在しており、その活動は福祉的支援の色彩が濃いものであった。しかし、これらの支援は保護観察所という司法機関による保護観察を通じた補導援護として実施されており、対象者に障害があったとしても障害者福祉との連携が追求されるものでもなかったため、障害者福祉関係者にとって犯罪行為者は直接的な支援対象とは捉えられてこなかった。

戦後の社会福祉制度は、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉というように分野ごとに整備され、専門分化されてきた〔古都(2016), p.121〕。対象者の属性に応じて法を整備し、それでは対応困難な課題が出現すれば、それへの対策法を制定することで対応してきたという〔朝比奈(2016), p.130〕。このような社会福祉制度成立の歴史をみると、犯罪行為者は社会福祉の対象としての「属性」や「課題」として認識されてこなかったといえるだろう<sup>14)</sup>。

また、犯罪をした人が、仮に高齢や障害といった社会福祉の対象としての属性を有していたとし

<sup>10)</sup> 例えば、生活困窮者自立支援法の相談事業窓口従事者は、「生活困窮と刑務所等との関係は想像以上に深いもの」であり、「貧困、虐待、教育の欠如、精神疾患や障がい、社会的孤立が深く関わっている」と指摘している〔有田(2016), p.36〕。

<sup>11)</sup> これを「社会経済・心理的要因によるプレッシャー仮説」という。この点については、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園編(2017)『理論と実践で学ぶ知的障害のある犯罪行為者への支援』、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園, pp.6-9を参照されたい。

<sup>12)</sup> 社会福祉事業法(昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号)2条4項1号。2000年に社会福祉法に改題。

<sup>13)</sup> 司法福祉という概念は、司法業務の一環として構想され、家庭裁判所調査官などの実務家を中心として、少年司法領域から発展してきたという歴史をもつ〔藤原(2006), pp.74-76〕。

ても、高齢者福祉や障害者福祉の支援を受けることが難しいという事情もある<sup>15)</sup>。福祉は申請主義であるので、本人や家族が支援制度の存在を認識し、利用申請を経て、それが認められなければ利用につながらない。しかし、上述のように属性と課題に応じて発達してきた社会福祉制度自体が複雑化しており、それを運用する行政組織は役割分担によって縦割りにになりがちである。そのため、制度の存在を認識していない、積極的に申請しない、申請しようとしても利用に至らないという事例が多く存在する<sup>16)</sup>。

このように障害福祉と刑事司法の疎遠な関係が変化してきたきっかけは、元国会議員が自らの受刑体験をもとに、刑務所内に多くの高齢者や障害者が収容されている事実を発表したことによる〔山本(2003)〕。この著作では、高齢や障害のある受刑者が刑務所内の一定の区画に分けて収容されており、そのなかにはほかの受刑者から介護を受けている者、自分が刑務所で受刑していると認識できていない者もいること、社会に戻る場所や頼る人がないために釈放後の生活に大きな不安を抱えている者が少なくないことなどが紹介された。これによって、高齢、障害がある犯罪行為者の存在が「発見」されたと言えるだろう。

また、2000年代に入ってから顕在化していた刑務所における過剰収容問題に関連して、受刑者のなかに高齢者や障害者が多く存在し、釈放後も社会に戻る場所を持たない状態にあるとの指摘が、矯正分野での実務経験を有する研究者によって同時期になされている〔浜井(2006)〕。

このような状況のなかで、2006年から3年間に

わたって厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」が実施された。この研究によって、①家族も福祉制度の支えもなく軽微な犯罪の累犯化している知的障害者が多く存在すること、②調査時点での更生保護制度だけでは高齢や障害のある者を社会的自立に導くのは困難であること、③知的障害者施設におけるサービス提供にあたっては「(精神的、肉体的に)手がかかること」、④サービス提供にあたっては合同支援会議が特に有効であったことが示された〔田島(2009)〕。そして、矯正施設からの釈放後に福祉サービスへ導入する体制、および実際に支援を提供する受け入れ体制を整備するべきであるという具体的な政策提言も行われた。これが後述する矯正施設からの釈放段階での支援体制整備につながるとされる〔全国地域生活定着支援センター協議会(2011)〕。この研究の中心となったのは障害者福祉の実務家であったため、関連する調査の多くは知的障害者を対象としていたが、政策提言では高齢者についても言及され、実際の制度整備にあたっては障害者と高齢者の両方が対象とされた。

## 2 刑事政策上の要求

障害者福祉をはじめとする福祉と刑事司法の連携が推進されてきた背景には、刑事政策上の要求もある。

2003年に犯罪対策閣僚会議が『犯罪に強い社会の実現のための行動計画』を策定した。この計画は、1996年に戦後最多を記録した刑法犯認知件数が、その後2002年まで毎年増加していること、そ

<sup>14)</sup> ただし、救護施設や旧法の知的障害者入所授産施設などにおいては、行政機関による措置によって犯罪行為者が入所し、支援を受けてきた。収容策としての性格が強いと思われるとはいえ、このような事例が存在したことを考え合わせれば、犯罪をした人がまったく福祉による支援の対象外であったわけではない。

<sup>15)</sup> 知的障害がある、あるいはその疑いがあるとされる刑務所と少年院の被収容者のうち、障害の存在を公的に認める療育手帳を取得している者が極めて少ないことを指摘した調査として、藤本哲也(2009)「わが国の矯正施設における知的障害者の実態調査」、『厚生労働科学研究(障害保健福祉総合事業) 罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究(平成18-20年度)』, pp.21-25。

<sup>16)</sup> その代表的な例が、2006年1月に発生したJR下関駅放火事件である。この事件の加害者男性には知的障害があり、それまでに10回の受刑歴があった。男性に知的障害があることは過去の裁判でも指摘されてきたが、福祉による支援につながることはなく、満期釈放されては短期間のうちに再犯に至っていた。この事件も満期釈放から8日目に発生しており、福祉による支援を受けようと本人が複数回にわたって試みているが成功せず、「刑務所に戻りたくて」犯行に至ったという〔奥田(2010), pp.26-32〕。

の一方で刑法犯検挙率が過去最低水準にあることを論拠として、冒頭で「今、治安は危機的水準にある」と述べ、国民の犯罪に対する不安が増大しているとの前提に立ったものであった〔犯罪対策閣僚会議（2003）〕。この計画自体は、高齢者や障害者による犯罪には言及はしていないが、日本社会における治安悪化に対して積極的な対策を講ずるという方針を示しており、その後の一連の犯罪対策の布石となるものであった。

2008年に策定された『犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008』では、高齢・障害のある刑務所出所者に対して、福祉と連携して対応するという施策が初めて明示された〔犯罪対策閣僚会議（2008）〕。この計画では、刑務所出所者等の再犯防止のための具体的施策が挙げられた。具体的には、①就労支援や福祉による支援が必要な刑務所出所者等について、保護観察所による生活環境調整を充実強化し、刑務所、地方公共団体、社会福祉法人などの関係機関と連携すること、②福祉による支援を必要とする刑務所出所者等の地域生活定着支援を実施することであった。ここから高齢・障害のある刑務所出所者等への福祉との連携による対応が本格化する<sup>17)</sup>。

その後、2012年から2014年にかけて策定された各種の犯罪対策では、高齢・障害のある累犯者の問題が常に言及されている。2012年の『再犯防止に向けた総合対策』では、刑務所等から出てから2年以内に再入所等する者の割合を減少させる数値目標を掲げ、急速に増加する高齢の検挙者と受刑者、精神障害等<sup>18)</sup>により自立が困難な矯正施設被収容者について、地域生活定着促進事業の効果的実施、関係機関の連携のもとで取組み強化、連携強化していく方針が示されている〔犯罪対策閣僚会議（2012）〕。2013年には『「世界一安全な日本」創造戦略』が策定され、ここでも再犯防止対

策の主要な対象のひとつとして高齢・障害のある累犯者が挙げられ、その対応のために福祉との連携を推進することが示されている〔犯罪対策閣僚会議（2013）〕。さらに2014年に犯罪対策閣僚会議が決定した『宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～』においても、「再犯防止につながる社会での居場所づくり」として、高齢・障害といった理由から自立が困難な受刑者に対して、関係機関がシームレスに連携した医療・福祉的支援を更に強化することが必要であるとしている。そのうえで、計画策定時点で約6,400人存在している、帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を2020年までに3割以上減少させる数値目標を掲げた〔犯罪対策閣僚会議（2014）〕。

これらに加えて、検察庁も刑事政策の目的への寄与のためとして、矯正・保護そのほかの関係機関との連携を目指すようになってきている。2011年に公表された「検察の理念」では、「事案の真相に見合った、国民の良識にかなう、相応の処分、相応の科刑の実現」のために「刑事司法の外、広く社会に目を向け、優れた知見を探求」している〔最高検察庁（2011）〕。このような理念の追求が、近時の福祉と刑事司法の連携を促進する要因となっていると考えられる。また、刑務所の過剰収容問題、および裁判員裁判導入によって生じた刑事司法領域における資源の選択と集中の問題への対処方略として、比較的軽微な事件の福祉や医療へのダイバージョンとアウトソーシングが推進されているとの指摘もある〔石塚（2013）〕<sup>19)</sup>。

### 3 矯正施設からの釈放段階での支援

障害者福祉を中心とする福祉領域において、受刑を繰り返す高齢者や障害者の問題への対応の必要性が主張されると同時に、再犯防止を強調する

<sup>17)</sup> 『行動計画2008』は、犯罪が発生する原因および社会背景を踏まえて、犯罪を起こさせないためのより広範な政策を講じようとしている点が特徴的であった。犯罪発生原因と社会背景に対する的確な分析と対処の重要性を強調し、フランツ・フォン・リストの「社会政策こそが最善の刑事政策である」という格言を引きながら、「各種施策の総合的推進を通じて相互信頼の醸成を目指すことにより、社会の安全と安心は大きく向上する」と結論づけている〔犯罪対策閣僚会議（2008）, p.7〕。

<sup>18)</sup> ここでいう精神障害者等には知的障害者が含まれている。

刑事政策上の要求がこうした対応を促進する方向に作用したこともあり、上記の厚生労働科学研究による政策提言は極めて早い速度で制度化されていった。具体的な施策は以下の4つである。

第1は、2007年から開始された社会福祉士・精神保健福祉士の刑務所などへの配置である。これら社会福祉士等の役割は、釈放後に福祉による支援を必要とするであろうと思われる被収容者を発見し、必要な福祉サービス等へ導入することであった<sup>20)</sup>。第2は、2009年から開始された保護観察所への調整担当官の配置である。これによって、高齢または障害があって、矯正施設からの釈放後に帰住先や身元引受人がなく、福祉による支援を必要とする受刑者への生活環境調整を担当する保護観察官が各保護観察所に置かれることになった。第3は、同年に各都道府県で地域生活定着支援センター（以下、「定着支援センター」という）の設置が開始されたことである。定着支援センターは、後述する「地域生活定着促進事業」<sup>21)</sup>の主要な担い手となった。同時に、矯正施設から釈放された障害者が障害者支援施設等を利用した場合にサービス報酬を追加して支払う「地域生活移行個別支援特別加算」制度も新設された。第4は、同じく2009年より、指定した更生保護施設へ社会福祉士等を配置し、施設のバリアフリー化を進めたことである。更生保護施設は、直ちに自立することが難しい保護観察対象者や更生緊急保護対象者に宿泊場

所の提供、食事の給与、就職の援助、生活指導など行っている。従来、施設設備や職員配置の関係などのために高齢者や障害者が更生保護施設を利用することが難しい場合があったため、矯正施設からの釈放後に適当な住居のない高齢者と障害者を対象に、その特性に配慮した社会生活適応のための指導・訓練、医療機関との連携、生活保護申請の支援などを行う指定施設が整備された<sup>22)</sup>。

#### 4 定着支援センターによる支援

上記の各制度は、福祉による支援を必要とする犯罪行為者を矯正施設にいる段階から発見し、保護観察所、定着支援センターを経由して、適切な社会福祉サービスに導入するためのものである。そのなかでも、現行の福祉と刑事司法の連携の中心的な存在が定着支援センターである。定着支援センターは、釈放後の帰住先がなく、高齢あるいは障害によって福祉的支援に対する必要性和相当性が認められる矯正施設被収容者を対象として、保護観察所からの依頼に基づき、釈放前から福祉サービス利用に向けたアセスメントと支援計画作成、利用調整を中心とした援助を提供している<sup>23)</sup>。この活動は、保護観察所による従来の生活環境調整に対して、「特別調整」とよばれている。

定着支援センターは各都道府県に設置されており、県直営の1カ所を除いて、運営は民間団体に委託されている。委託先は、社会福祉法人、社会福

<sup>19)</sup> 石塚 (2013) は「検察が、なんでも起訴し、重く処罰する厳罰主義から貴重な資源を社会の耳目を集めるような重大事件に集中する「重点主義」へ変貌しつつあり」(p.40)、法定刑の引き上げによる刑務所への過剰収容対策として、「薬物事犯や高齢犯罪者、知的障害のある犯罪者など、比較的対処のしやすい対象者からダイヴァージョンを進め、医療や福祉にアウトソーシングしようとしている」(p.45)と論じている。

<sup>20)</sup> これら社会福祉士等は、配置開始の当初はすべて単年度契約の非常勤職員であった。その後、大規模庁、女子刑務所を中心として、福祉専門官として正規職員化されてきている。近年、福祉専門官の増配置が進んでおり、2017年度は全国の刑事施設（刑務所と少年刑務所）39庁、少年院2庁に配置されている〔法務総合研究所(2017a)〕。刑務所等に勤務する社会福祉士の活動については、朴姫淑(2018刊行予定)「刑務所におけるソーシャルワークの制約と可能性－社会福祉士及び精神保健福祉士の経験から－」、刑事立法研究会編『司法と福祉の連携』の展開と課題、現代人文社を参照のこと。

<sup>21)</sup> 事業開始から2011年度までの名称は、地域生活定着支援事業であった。

<sup>22)</sup> 2017年4月1日時点で、全国に103カ所ある更生保護施設のうち77カ所が指定されている〔法務総合研究所(2017a)〕。

<sup>23)</sup> 地域生活定着促進事業の詳細については、「セーフティネット支援対策事業実施要綱(第4次改正 平成21年5月11日社援発第0511001号)」「地域生活定着促進事業実施要領」(2009年)、及び厚生労働省社会・援護局総務課長社援総発第0527001号「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」について(2009年)を参照。いずれもインターネット上で閲覧が可能。



社協議会，社会福祉士会，社会福祉事業団，済生会など多岐にわたる。定着支援センターでは，矯正施設からの釈放前の段階でのアセスメントと福祉サービス利用に向けた計画の作成や調整を行う「コーディネート業務」，釈放後のサービス利用を支援する「フォローアップ業務」を中心として，相談支援，啓発研修なども実施している。

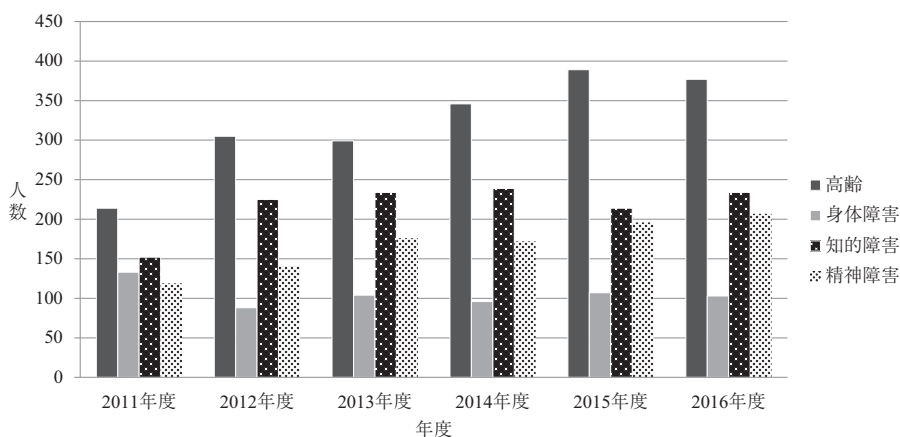
2011年度から2016年度にかけて特別調整の対象となった人の数的状況は，図1のとおりである。

対象者の属性別では，高齢者が最も多く，次いで知的障害者が続いており，この傾向はどの年も同じである。また，精神障害者の数が徐々に増加

してきている。2016年度の特別調整終結人員の総数は704人，内訳は高齢者377人，身体障害者103人，知的障害者234人，精神障害者207人であった<sup>24)</sup>〔法務総合研究所（2017a）〕。

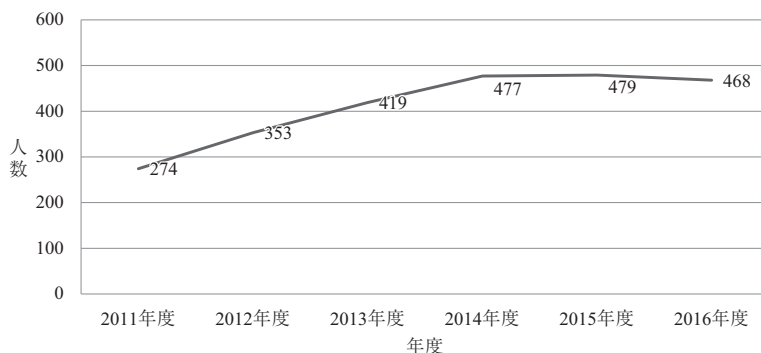
また，同期間中に特別調整によって福祉施設等（社会福祉施設，医療機関，民間住宅・公営住宅等）の利用に至った人の数的状況は図2のとおりである。

2016年度の実績は，社会福祉施設279人，医療機関44人，民間住宅・公営住宅97人，その他48人，合計で468人が福祉施設等の利用につながっている。これは，取下げと死亡を除いた同年度の特別



出典：平成24～29年版犯罪白書に掲載のデータをもとに筆者作成。

図1 特別調整の終結人員の推移



出典：平成24～29年版犯罪白書に掲載のデータをもとに筆者作成。

図2 特別調整によって福祉施設等利用に至った人数の推移

<sup>24)</sup> 属性が重複しているため，内訳の人数の合計は総数とは一致しない。

調整終結人員の74.5%にあたる〔法務総合研究所(2017a)〕。

従来からの保護観察所による生活環境調整に比較すると、定着支援センターによる支援は関与の期限が明確に決まっておらず、支援対象者本人の同意と支援ニーズがある限りかわることができ、地域の社会資源についての情報をより詳細に把握しており、つながりが深いことが特徴的な点である。

### 5 被疑者・被告人段階での対応・支援

上記の矯正施設からの釈放段階における支援は、刑事手続の終了時点での支援という意味で「出口支援」とよばれることがある。それに対して、被疑者・被告人段階での対応や支援には「入口支援」という俗称がある。被疑者・被告人段階での支援は2010年代から本格化した<sup>25)</sup>、現在も内容は変化し続けている。これは福祉と連携する主体の違いによって、検察庁・保護観察所によるもの、弁護士会や弁護士個人によるものに大別される。

前者のうちの検察庁独自の取組みとしては、東京地方検察庁の「社会復帰支援室」にみられるように、不起訴処分により釈放が見込まれる勾留中の被疑者のうち再犯防止のために福祉等による支援が必要だと思われる者に対して、釈放前から支援への導入を調整する対応がある。そのため一部の地方検察庁では社会福祉士等を直接雇用したり、外部の社会福祉士等に協力を依頼している。また、検察庁が保護観察所に依頼し、刑事手続による身体の拘束を解かれた者に対する一時的な保護制度である更生緊急保護を重点的に実施することも行われている。

後者としては、社会福祉士・精神保健福祉士等の対人援助専門職と弁護士の連携による更生支援の取組みがある。これは、捜査・裁判段階で社会福祉士等が弁護士と連携し、「更生支援」として福

祉による支援ニーズのアセスメントにもとづく支援計画を作成し、それを検察官・裁判官に証拠として示すことで処分にあたっての参考資料を提供する活動である<sup>26)</sup>。これは社会福祉士等にとっては支援活動、弁護士にとっては情状弁護活動の一環と位置づけられている。

## III 海外における障害のある犯罪行為者への支援との比較

### 1 日本国内における地域生活支援の課題点

日本国内での障害者福祉と刑事司法の連携による地域生活支援は開始から10年余りしか経過しておらず、特に被疑者・被告人段階での介入や支援は現在も変化を続けている最中にあることから、多岐にわたる課題が存在している。ここでは、それらのなかから特に海外との比較を通じて多くの示唆を得ることができると思われる課題点として、以下の3点を検討する。

第1は、支援制度全般が安定性に欠け、脆弱であるという課題である。現在の日本国内の連携は、矯正施設からの釈放段階での支援、被疑者・被告人段階での介入・支援のいずれも、通知、研究事業、既存制度の運用上の工夫などによって実施されている。連携の要としての役割を担っている定着支援センターも設置に法的根拠はない。このため、継続性の担保という視点からは安定に欠けており、制度としては脆弱性が高い。被疑者段階での検察庁による福祉への導入、社会福祉士等が弁護士と連携して行っている更生支援にしても法的に位置づけられたものではなく、これらの目的も必ずしも明確に規定されていないという問題がある。

第2は、障害者福祉における支援の理論的基盤が不足しているという課題である。前述したように、支援対象者は障害に加えて、多様で複雑化した支援ニーズを持っている。それをどのように理

<sup>25)</sup> これ以前からも社会福祉士と弁護士の連携による支援は行われていた。その詳細については、内田扶喜子・谷村慎介・原田和明・水藤昌彦(2011)『罪を犯した知的障がいのある人の弁護と支援』、現代人文社を参照。

<sup>26)</sup> 更生支援についての詳細は、堀江まゆみ・水藤昌彦監修、東京TSネット編(2016)『更生支援計画をつくる一罪に問われた障害のある人への支援』、現代人文社を参照。

解し、支援していくのかについて、理論的基盤が十分に整理されているとは言い難い。それに加えて、支援対象者が犯罪行為をした人、あるいはその疑いを受けている人であり、刑事司法の側からは支援を通じた再犯防止の効果が期待されているため、再犯リスクをどのように取り扱うかについて支援者は考えざるを得ない。しかし、支援にあたって再犯防止をどのように捉えるのか、支援者間で十分に共有された認識があるとはいえない状況にある<sup>27)</sup>。

第3は、支援のための社会資源が不十分であるという課題である。現行の支援制度が開始されてから支援にあたる事業所の数は増加しているといわれる〔木内(2015), p.74〕。しかし、日本国内には障害のある犯罪行為者への支援に特化した施設は存在しないため、ごく一部の事業所を除けば、刑事司法との連携による地域生活支援にかかわる機会が数多くある訳ではない。そのため、支援経験が蓄積しづらく、理論や技術の発展につながりにくい。

以下では、これら3つの問題点に焦点を合わせて、海外における支援との比較を試みる。

## 2 海外における支援との比較

第1の障害者福祉と刑事司法の連携の制度、特に被告人段階における支援として、裁判での更生支援が制度化されている地域がある。オーストラリア・ビクトリア州では、州政府の障害者福祉サービスに配置されているケースマネージャーが裁判所の命令にもとづいて更生支援計画(Justice Plan)を作成することが法律で規定されている。対象となるのは、知的障害があるとして州の障害者福祉サービスに認定されている被告人のうち、裁判所が社会内矯正命令(Community Correction Order)等の社会内処遇を科すことを検討してい

る者である。裁判所が更生支援計画の内容を適切だと認め、被告人に社会内で処遇することを決定すると、計画の内容が遵守事項に含まれる<sup>28)</sup>。現行、判決前調査制度の存在しない日本において、裁判所が職権で更生支援計画の立案を命ずる制度を導入するには多くの困難が予想される。しかし、定着支援センター、あるいは相談支援事業所等の業務のなかに更生支援計画作成を正式に位置づけ、報酬を支払う仕組みを整備する可能性はあるだろう。これによって更生支援を主眼とした障害者福祉サービスの専門職養成が促進され、実務にまつわる理論や技術が蓄積されることが期待できる。

第2の障害者福祉における支援の理論的基盤としては、英語圏においてforensic disabilityという新たな研究・実践領域が形成されてきており、この知見が示唆に富んでいる。まず、支援の枠組として、障害がある犯罪行為者のリスクとニーズに対応するために提唱されている「相乗モデル」がある<sup>29)</sup>。このモデルは、①障害者福祉で用いられている応用行動分析の原則に基づいた「積極的行動支援」(Positive Behavior Support)、②近年、犯罪行為者処遇の新たな理論として注目されている犯罪行為者が生きていくうえで不可欠な「財」の存在に着目した「よき人生モデル」、③犯罪行為に関するパーソナリティと認知学習理論に基づく「リスク・ニーズ・反応性モデル」の3つを組み合わせることを提唱している。①は障害特性を理解した支援の実施、②は支援対象者の生活の質の向上、③はリスク要因の明確化と対処を目的とし、それらを組み合わせて支援することで相乗効果が得られる。

また、「リスク・ニーズ・反応性モデル」と「よき人生モデル」は相互補完の関係にあるという指摘<sup>30)</sup>も重要であろう。リスクへの対応と支援対象

<sup>27)</sup> 例えば、支援者は再犯の危険性を支援上の困難として強く意識しており〔小野ほか(2011)〕、サービス提供にあたっての課題として再犯等の不安があると認識している〔木下ほか(2012)〕。

<sup>28)</sup> Justice Plan制度の詳細については、水藤昌彦(2014)「犯罪行為者処遇における刑事司法と福祉の連携のあり方についての国際比較」、『犯罪社会学研究』, Vol.39, pp.37-53を参照。

<sup>29)</sup> 「相乗モデル」の詳細については、C・マシュー・J・フライズ(水藤昌彦訳)(2017)「知的障害のある犯罪行為者のための「相乗モデル」による支援」, 生島浩編著『触法障害者の地域生活支援—その実践と課題』金剛出版を参照。

者本人の生活の質の向上は、互いに補い合っており、支援にあたって双方を同等に意識しなければならないとされる。この考え方からは、再犯リスクを高めないために回避すべき目標（回避目標）と生活の質を高めるために到達することが望まれる目標（接近目標）のバランスに配慮するという指針が導かれる。

それに加えて、犯罪学、犯罪社会学の知見を活用することも海外から学べる点であろう。犯罪行為をしないというだけでなく、いかにして止め続けるかに関心を寄せる離脱研究では、支援対象者本人による自己アイデンティティの変容に着目することの重要性が実証研究にもとづいて主張されている〔Veysey (2015)〕。アイデンティティ転換の過程は、①衣食住が確保され、身体的・情緒的安全が保証されること、②支持的な人間関係ができること、③新しいスキルを学んだり、新たな役割を果たしたりすること、④再文脈化が起こること、という4段階から成ることが示されており、そこには順序性があるとされる。この知見は、福祉による支援の展開過程を考えるうえで重要な示唆を与えている<sup>31)</sup>。

第3の支援のための社会資源の課題、特に特化型施設については、オーストラリア・ビクトリア州、英国イングランドなどには、障害のある犯罪行為者への支援・対応に特化した入所型施設が存在している<sup>32)</sup>。前者は障害者福祉、後者は医療の領域における障害のある犯罪行為者への支援・対応に特化したサービスである。

ただし、特に障害福祉領域において犯罪行為者特化型サービスを設けることについては、功罪の両面が看取できることから、慎重に評価すべきである。これらのサービスの実情を調査すると、特化型サービスが存在することで、対象者が安全に

生活していくために求められる支援密度の違いに対応することが比較的容易になっていると分かる。また、特化型サービスを中心に刑事司法との連携の経験が蓄積され、多様で複雑化した支援対象者のニーズ分析や対応に精通する専門職が養成されてきている。その結果、前述の forensic disability 領域の発展が促されていることには疑問の余地はないだろう。しかし、一方でこれらの特化型サービスは、拘禁機能を備えた施設から段階的に地域移行をしていく形式を採用しているため、障害者福祉制度のなかに「小型の疑似刑務所」を置くことになる可能性を常に温存している。実際にビクトリア州の施設の状況についての10年以上にわたる経年変化の様子をみると、運用次第では急速に福祉施設の監獄化が起こり得ることが分かる。拘禁施設の使用についての適用基準を明確にし、権利擁護の制度を整備したとしても、障害者福祉が実質的に矯正施設の代替機能を果たすようになるおそれを完全には排除できないだろう。従って、海外の状況を参照しながら特化型サービスを構想するのであれば、拘禁機能を除外した内容を検討することが肝要となる。

#### おわりに

以上、障害者福祉と刑事司法の連携についての現状を概観し、犯罪をした障害者への地域生活支援を国際比較の視点から検討した。

日本の刑事司法制度には拘禁を回避する処分があるにもかかわらず、高齢や障害のある犯罪行為者は累犯化するためにその適用を受けることができず、多くの者が受刑している状況がある。これらの人びとには、多様で複雑化した支援ニーズがあることから、障害福祉をはじめとする福祉によ

<sup>30)</sup> Lambrick, F. The Principle and Ideal Way of Assessment of Risk and Manageability of People with Disabilities and Planning Their Supports (水藤昌彦 = 森久智江訳 (2015) 「障がいのある人のリスクのアセスメント (Risk Assessment) とマネジメント可能性 (Manageability) ——その支援の理念とあるべき方法」, 『立命館法学』, Vol.361, pp.883-899を参照。

<sup>31)</sup> この点について、国立のぞみの園編・前掲注11) p.14以降を参照。

<sup>32)</sup> 詳細について、ビクトリア州の状況は、水藤・前掲注28), イングランドの状況は、水藤昌彦 (2014) 「知的障害のある性暴力行為者への治療的対応: 英国イングランドにおけるSOTSEC-IDモデルの調査を中心に」, 『山口県立大学学術情報』 Vol.7, pp.65-77を参照。

る支援が求められている。2000年代後半から、地域生活定着支援センターの設置をはじめとする、矯正施設からの釈放時の支援が制度化されてきた。そして、2010年代に入ると被疑者・被告人段階の支援・対応が活発化し、これらは現在も新たな展開を見せている。

日本における障害者福祉と刑事司法の連携には、多岐にわたる課題がある。なかでも、連携の制度化、障害者福祉における支援の理論的基盤については、海外で先行する取組みから学ぶことができる点が多くある。一方、障害がある犯罪行為者への特化型サービスを構想するにあたっては、海外に存在する拘禁機能を有する障害者福祉施設の状態から警戒すべき諸点を学び取る必要もあるだろう。

近時の障害者福祉と刑事司法の連携においては、福祉の司法化をいかにして回避するかが重要な課題である<sup>33)</sup>。多様で複雑化した支援ニーズのある人が刑事司法に取り込まれ、繰り返し刑罰のみを科されても、犯罪行為からの離脱に資するとは考えにくい。この問題に対処するためには、障害者福祉と刑事司法の連携による地域生活支援をさらに促進することは必須である。しかし、近時の連携には社会防衛のための再犯防止を追求する刑事政策上の要求が併存していることを念頭に置きつつ、福祉の司法化を警戒する姿勢が福祉関係者には求められている。

#### 参考文献

- 朝比奈ミカ (2016) 「総合相談の実践から「社会福祉の総合化」を考える」、『社会福祉学』, Vol.56, No.4, pp.130-134。
- 有田朗 (2016) 「生活困窮者相談窓口における出所者への支援の課題」, 水野有香編『地域で支える出所者の住まいと仕事』, 法律文化社。
- 池田由子・矢花美美子 (2002) 「わが国における児童虐待防止運動の歴史——とくに明治時代における原胤

- 昭の業績を中心として——」, 『東洋大学発達臨床研究紀要』, Vol.2, pp.46-59。
- 石塚伸一 (2013) 「日本犯罪は減ったか? 減ったとすれば、その原因は何か?—犯罪統制のネット・ワイディングと刑事訴追の重点主義化—」, 『犯罪社会学研究』, Vol.38, pp.36-52。
- 奥田知志 (2010) 「第三の困窮と犯罪——ホームレス支援の現場から下関放火事件を考える——」, 『犯罪社会学研究』, Vol.35, pp.21-37。
- 小野隆一・木下大生・水藤昌彦 (2011) 「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者等の地域生活移行を支援する職員のための研修プログラム開発に関する調査研究 (その1)」, 『国立重度知的障害者総合施設のごみの園紀要』, Vol.4, pp.1-14。
- 木内英雄 (2015) 「司法と福祉をつなぐネットワークづくり」, 赤平守編著『「生き場」をなくした人たちが罪を犯した障害者の生きにくさに向き合う』, やどかり出版。
- 木下大生・水藤昌彦・小野隆一・五味洋一 (2012) 「矯正施設を退所した知的障害者を先駆的に受け入れた障害者支援施設に関する実態調査 (2)」, 『国立重度知的障害者総合施設のごみの園紀要』, Vol.5, pp.28-34。
- 古都賢一 (2016) 「社会福祉制度の「専門分化」と「総合化」」, 『社会福祉学』 Vol.56, No.4, pp.121-125。
- 瀬川晃 (1998) 『犯罪学』, 成文堂。
- 全国地域生活定着支援センター協議会 (2011) 『平成22年度厚生労働社会福祉推進事業「都道府県地域生活定着支援センター現任者等のスキルアップのための効果的支援の開発に関する事業」地域生活定着支援センターガイドブック平成23年版』。
- 田島良昭 (2009) 『厚生労働科学研究 (障害保健福祉総合研究事業) 報告書 罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究 (平成18-20年度)』。
- 椿百合子 (2008) 「知的障害のある受刑者等の社会復帰支援について」, 『刑政』, Vol.119, No.8, pp.28-36。
- 浜井浩一 (2006) 『刑務所の風景—社会を見つめる刑務所モノグラフ』, 日本評論社。
- (2009) 『2円で刑務所, 5億で執行猶予』, 光文社新書。
- 犯罪対策閣僚会議 (2003) 『犯罪に強い社会の実現のための行動計画—「世界一安全な国, 日本」の復活を目指して—」, <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/031218keikaku.html> (2017年12月10日最終確認)。
- (2008) 『犯罪に強い社会の実現のための行動

<sup>33)</sup> ここ10年あまりの再犯防止政策は、福祉や医療、心理療法などを利用した「ソフトな再犯防止政策」であることが特徴であって、再犯防止のための福祉による関与を強制する法的根拠はないが、司法的枠組みの中で事実上拒否できない・しづらい状況が作り出されていく危険性があるとの指摘がある [大杉 (2016), p.74]。福祉の司法化の問題点について、刑事法研究者の立場から論じたものとして、土井政和 (2014) 「刑事司法と福祉の連携をめぐる今日の課題」, 『犯罪社会学研究』, Vol.39, pp.77-78, 葛野尋之 (2016) 『刑事司法改革と刑事弁護』, 現代人文社, p.122。

- 計画2008—「世界一安全な国, 日本」の復活を目指して—, <http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/081222keikaku2008.pdf> (2017年12月10日最終確認)。
- (2012)『再犯防止に向けた総合対策』<http://www.moj.go.jp/content/000100471.pdf> (2017年12月10日最終確認)。
- (2013)『「世界一安全な日本」創造戦略(閣議決定)』<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/131210/kakugi.pdf> (2017年12月10日最終確認)。
- (2014)『宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～』<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/141216h/honbun.pdf> (2017年12月10日最終確認)。
- 藤原正範 (2006年)「司法福祉学の本質と対象領域に関する考察」, 『鈴鹿医療科学大学紀要』, Vol.13, pp.73-84。
- 法務総合研究所 (2013)『研究部報告52知的障害を有する犯罪者の実態と処遇』, 法務総合研究所。
- (2017a)『平成29年版犯罪白書』, 法務省。
- (2017b)『研究部報告56高齢者及び精神障がいのある者の犯罪と処遇に関する研究』, 法務総合研究所。
- 山本讓司 (2003)『獄窓記』, ポプラ社。
- Department of Justice (2007) *Intellectual Disability in the Victorian Prison System: Characteristics of prisoners with an intellectual disability released from prison in 2003-2006*. Melbourne.
- Gore, N. J., and D. L. Dawson (2009) “Mental disorder and adverse life events in a forensic intellectual disability service”, *British Journal of Forensic Practice*, Vol.11, No.1, pp.8-14.
- Holland, T., I. C. H. Clare and T. Mukhopadhyay (2002). “Prevalence of ‘criminal offending’ by men and women with intellectual disability and the characteristics of ‘offenders’: implications for research and service development”, *Journal of Intellectual Disability Research*, Vol.46, No.1, pp.6-20.
- Nolan Jr. J. L. (2009) *Legal Accents, Legal Borrowing: The International Problem-Solving Court Movement*, Princeton University Press.
- O’Brien, G., J. Taylor, W. Lindsay, A. Holland, D. Carson, L. Steptoe, K. Price, C. Middleton and J. Wheeler (2010) “A Multi-Centre Study of Adults with Learning Disabilities Referred to Services for Antisocial or Offending Behaviour: Demographic, Individual, Offending and Service Characteristics”, *Journal of Learning Disabilities and Offending Behaviour*, Vol.1, No.2, pp.5-15.
- Taylor, J. L., and W. R. Lindsay (2010). “Understanding and treating offenders with learning disabilities: a review of recent developments”, *Journal of Learning Disabilities and Offending Behaviour*, Vol.1, No.1, pp.5-16.
- Veysey, Bonita M. (2015) “Desistance and Other Identity Transformation Processes: Promising New Directions”, *The 41th Japanese Association of Sociological Criminology Conference Proceeding* (浜井浩一訳 (2015)「離脱, 異なるアイデンティティへの転換のプロセス: 将来有望な新たな方向性」, 日本犯罪学会編『日本犯罪学会第41回大会報告要旨集』, pp.4-12)。

(みずとう・まさひこ)

# **Collaboration between the Welfare Services for People with Disability and the Criminal Justice System: An International Comparative Study of Support Services for Offenders with Disability**

Masahiko MIZUTO\*

## Abstract

While the Japanese criminal justice system has options of diversion from incarceration, they are often not applicable for aged offenders and offenders with disability therefore there are a large number of elderly inmates and inmates with disability in this country's prison system. Since these offenders have multiple and complex support needs, welfare support services including disability services are required. Post-release support provided by welfare services started in late 2000s, and support services for suspects and defendants with special needs have been developed recently. There are many lessons we can learn from the service responses for this client population applied in other countries, namely a design of systemic collaboration and theories of support in the disability service field. On the other hand, it is necessary to take precautions from international experiences about disability services utilised as detention. Practitioners need to realize that the recent service development for this client population in Japan has a strong connection with the criminal justice policy based on crime prevention and control for public protection and their service should not become a virtual criminal justice agent.

Keywords : Criminal Justice, Disability Services, Offenders with Disability, Collaboration

---

\* Professor, Department of Social Welfare, Yamaguchi Prefectural University